



福岡医発第 1884 号 (地)
令和 6 年 10 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和 6 年 8 月 30 日付け保医発 0830 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知を
もって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令
和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)の一部が改正され、令和 6 年 9 月 1 日から
適用された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(令
和 6 年 8 月 30 日付け保医発 0830 第 2 号)の別紙 15～16 ページに掲載されてい
る医療機器が区分 C 1 及び C 2 として保険適用されたことによるものです。(令
和 6 年 10 月 3 日付け福岡医発第 1859 号 (地) をご参照下さい。)

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周
知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、
医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載が予定され
ております。

(添付資料)

1. 官報 (令和 6 年 8 月 30 日 号外第 202 号 抜粋)
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について
(令 6. 8. 30 保医発 0830 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)
3. 新たに保険適用された医療機器 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第1119号（保険）
令和 6 年 9 月 30 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和 6 年 8 月 30 日付け保医発 0830 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部が改正され、令和 6 年 9 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和 6 年 8 月 30 日付け保医発 0830 第 2 号）の別紙 15～16 ページに掲載されている医療機器が区分 C1、C2 として保険適用されたことによるものです（令和 6 年 9 月 30 日付け日医発第 1118 号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 官報（令和 6 年 8 月 30 日 号外第 202 号 抜粋）
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和 6 年 8 月 30 日付け 保医発 0830 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）
3. 新たに保険適用された医療機器（日本医師会医療保険課）

一、器財 附 形 象 埴 輪 残 欠 (以上殿塚古埴出土) 九点 附 形 象 埴 輪 残 欠 (以上姫塚古埴出土)	三 点 二 十 二 点 九 点				
--	-----------------------	--	--	--	--

○厚生労働省告示第二百八十号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表 4 から別表 6 まで及び別表 20 の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和六年九月一日から適用する。

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
別表第三						別表第三					
都道府県	病 院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	都道府県	病 院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)						(略)					
30707	削除	削除	削除	削除	削除	30707	長野 長野県厚生農業協同組合連合会下伊那厚生病院	1.0063	0.0514	0.0238	0.0072
(略)						(略)					
31489	削除	削除	削除	削除	削除	31489	鹿児島 鹿児島県済生会鹿児島中央病院	1.0063	0.0572	0.0058	0.0000
(略)						(略)					

○厚生労働省告示第二百八十一号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年九月一日から適用する。

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
I (略)				I (略)			
II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格				II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（ワイルムを除く。）及びその材料価格			
001～122 (略)				001～122 (略)			
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル				123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
(3) ハリスワイヤードアブレーション用				(新設)			
124～188 (略)				124～188 (略)			
189 削除				189 ヒト骨格筋由来細胞シート			6,480,000円
				(1) 採取・継代培養シート			1 枚当たり 1,710,000円
				(2) 回収・調製シート			
190～227 (略)				190～227 (略)			
228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット				(新設)			
229 弁周閉鎖装置用縫合糸				(新設)			
III～V (略)				III～V (略)			

保医発 0830 第 1 号
令和 6 年 8 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 9 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 4 款 K 2 5 9 の (4) 次に次を加える。
K 2 5 9 角膜移植術
(5) 培養ヒト角膜内皮細胞移植術は、水疱性角膜症の患者に対して、培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に注入して角膜内皮細胞移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。
- 2 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 8 款 K 5 7 1 の次に次を加える。
K 5 7 4 心房中隔欠損閉鎖術 1 単独のもの
(1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、心尖部アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。
(2) 本治療の実施に当たっては、「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
K 5 7 4-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術
(1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、順行性アプローチ又は逆行性アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。
(2) 本治療の実施に当たっては、「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大臼歯 95 点
- ロ 小臼歯・前歯 59 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大臼歯 27 点
- ロ 小臼歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大臼歯 27 点
- ロ 小臼歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大臼歯 33 点
- ロ 小臼歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 21 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 1,650 点

(2) 4 分の 3 冠

2,062 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 366 点

b 複雑なもの 677 点

ロ 5 分の 4 冠 852 点

ハ 全部金属冠 1,072 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 249 点

b 複雑なもの 495 点

ロ 4 分の 3 冠 612 点

ハ 5 分の 4 冠 612 点

ニ 全部金属冠 767 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	25 点
b	複雑なもの	44 点
ロ	5 分の 4 冠	57 点
ハ	全部金属冠	70 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	16 点
b	複雑なもの	33 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ	全部金属冠	51 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	612 点
(2)	小臼歯	612 点
(3)	大臼歯	852 点
2	銀合金	
(1)	前歯	40 点
(2)	小臼歯	40 点
(3)	大臼歯	57 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	366 点
ロ	小臼歯・前歯	249 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	25 点
ロ	小臼歯・前歯	16 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	956 点
2	銀合金を用いた場合	113 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき） 29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,234 点

ロ 小臼歯 929 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 56 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 741 点

ロ 小臼歯 929 点

ハ 大臼歯 1,234 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 71 点

ロ 小臼歯 71 点

ハ 大臼歯 71 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき） 1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,871点
ロ 犬歯・小白歯	1,522点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	1,522点
ロ 犬歯・小白歯	1,169点
ハ 前歯（切歯）	900点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	987点
ロ 犬歯・小白歯	772点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	677点
ロ 犬歯・小白歯	589点
ハ 前歯（切歯）	546点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	6点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	884点
(2) 二腕鉤（レストつき）	683点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	273点
(2) 犬歯・小白歯	294点
(3) 大臼歯	339点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	30点
(2) 犬歯・小白歯	30点
(3) 大臼歯	30点
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	
1 磁石構造体	777点
2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 677 点

ロ 小臼歯・前歯 495 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 44 点

ロ 小臼歯・前歯 33 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,582 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）
の一部改正について

- 1 別表のⅡの 123（１）②中の「又は冷凍アブレーション用のカテーテル」を「、冷凍アブレーション用又はパルスフィールドアブレーション用のカテーテル」に改める。
- 2 別表のⅡの 123（２）中の「熱アブレーション用（６区分）及び冷凍アブレーション用（２区分）の合計 8 区分」を「熱アブレーション用（６区分）、冷凍アブレーション用（２区分）及びパルスフィールドアブレーション用の合計 9 区分」に改める。
- 3 別表のⅡの 123（３）⑧に次を加える。
 - ⑨ パルスフィールドアブレーション用
次のいずれにも該当すること。
ア 薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。
イ 高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。
ウ ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を行う機能を有すること。
- 4 別表のⅡの 189 を削除する。
- 5 別表のⅡの 227 に次を加える。
 - 228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット
次のいずれにも該当すること
 - ① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品（１）ヒト体細胞加工製品」であって、一般的名称「ネルテペンドセル」であること。
 - ② ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。
 - 229 弁周囲欠損孔閉鎖セット
次のいずれにも該当すること
 - ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工心膜用補綴材」であること。
 - ② 大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖することを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

- 1 I の 3 の 123 を次に改める。
 - (1) 熱アブレーション用の「体外式ペースティング機能付き」又は「体外式ペースティング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
 - (2) パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカ用カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるものののみ算定できる。
 - 2 I の 3 の 189 を削除する。
 - 3 I の 3 の 227 の次に次を加える。
- 228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット
- (1) 水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が 0.7 未満であること及び不可逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、1 回の手術において片眼につき 1 回に限り算定できる。
 - (2) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
 - (3) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 229 弁周囲欠損孔閉鎖セット
- (1) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した場合に限り、1 回の手術に対して 2 個を限度として算定できる。
 - (2) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
 - (3) 弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(別添 1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 9 部 (略) 第 10 部 手術 1～26 (略) 第 1 節 手術料 第 1 款～第 3 款 (略) 第 4 款 眼 K 2 0 0－2～K 2 2 8 (略) K 2 5 9 角膜移植術 (1)～(4) (略) <u>(5) 培養ヒト角膜内皮細胞移植術は、水疱性角膜症の患者に 対して、培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に注入して角膜内皮 細胞移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定 する。</u> K 2 5 9－2～K 2 8 4 (略) 第 5 款～第 7 款 (略) 第 8 款 心・脈管 K 5 4 5～K 5 7 1 (略) <u>K 5 7 4 心房中隔欠損閉鎖術 1 単独のもの</u> <u>(1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 9 部 (略) 第 10 部 手術 1～26 (略) 第 1 節 手術料 第 1 款～第 3 款 (略) 第 4 款 眼 K 1 9 9～K 2 5 8 (略) K 2 5 9 角膜移植術 (1)～(4) (略) (新設) K 2 5 9－2～K 2 8 4 (略) 第 5 款～第 7 款 (略) 第 8 款 心・脈管 K 5 4 5～K 5 7 1 (略) (新設)

人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、心尖部アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

(2) 本治療の実施に当たっては、「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

K 5 7 4-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術

(1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、順行性アプローチ又は逆行性アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

(2) 本治療の実施に当たっては、「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

K 5 8 1～K 6 2 7-4 (略)

第9款～第13款 (略)

第2節・第3節 (略)

第11部～第14部 (略)

第3章 (略)

(新設)

K 5 8 1～K 6 2 7-4 (略)

第9款～第13款 (略)

第2節・第3節 (略)

第11部～第14部 (略)

第3章 (略)

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>95 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>59 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,650 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>2,062 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>366 点</u> b 複雑なもの <u>677 点</u> ロ 5 分の 4 冠 <u>852 点</u>	(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>84 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>52 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,479 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>1,848 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>332 点</u> b 複雑なもの <u>614 点</u> ロ 5 分の 4 冠 <u>772 点</u>

ハ 全部金属冠	<u>1,072 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>972 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>249 点</u>	a 単純なもの	<u>226 点</u>
b 複雑なもの	<u>495 点</u>	b 複雑なもの	<u>449 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>612 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>555 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>612 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>555 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>767 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>696 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>25 点</u>	a 単純なもの	<u>23 点</u>
b 複雑なもの	<u>44 点</u>	b 複雑なもの	<u>40 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>57 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>51 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>70 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>63 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>16 点</u>	a 単純なもの	<u>14 点</u>
b 複雑なもの	<u>33 点</u>	b 複雑なもの	<u>30 点</u>
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>40 点</u>	ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>36 点</u>
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>40 点</u>	ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>36 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>51 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>46 点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠（1歯につき）		M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 前歯	<u>612 点</u>	(1) 前歯	<u>555 点</u>
(2) 小臼歯	<u>612 点</u>	(2) 小臼歯	<u>555 点</u>
(3) 大臼歯	<u>852 点</u>	(3) 大臼歯	<u>772 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	

(1) 前歯	<u>40 点</u>	(1) 前歯	<u>36 点</u>
(2) 小臼歯	<u>40 点</u>	(2) 小臼歯	<u>36 点</u>
(3) 大臼歯	<u>57 点</u>	(3) 大臼歯	<u>51 点</u>
M010-4 根面被覆（1 歯につき）		M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>366 点</u>	イ 大臼歯	<u>332 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>249 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>226 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>25 点</u>	イ 大臼歯	<u>23 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>16 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>14 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>956 点</u>	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>866 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>113 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,234 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,118 点</u>
ロ 小臼歯	<u>929 点</u>	ロ 小臼歯	<u>842 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>56 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>741 点</u>	イ 前歯	<u>672 点</u>
ロ 小臼歯	<u>929 点</u>	ロ 小臼歯	<u>842 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,234 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,118 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	

イ 前歯	<u>71 点</u>	イ 前歯	<u>65 点</u>
ロ 小臼歯	<u>71 点</u>	ロ 小臼歯	<u>65 点</u>
ハ 大臼歯	<u>71 点</u>	ハ 大臼歯	<u>65 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,871 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,649 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,522 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,341 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,522 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,341 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,169 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,030 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>900 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>793 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>987 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>894 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>772 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>699 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>677 点</u>	イ 大臼歯	<u>614 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>589 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>534 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>546 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>495 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>884 点</u>	(1) 双子鉤	<u>780 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>683 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>603 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1) 前歯	<u>273 点</u>	(1) 前歯	<u>248 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>294 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>267 点</u>
(3) 大臼歯	<u>339 点</u>	(3) 大臼歯	<u>307 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>677 点</u>	イ 大臼歯	<u>614 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>495 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>449 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>44 点</u>	イ 大臼歯	<u>40 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>33 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>30 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鑄造バー		1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,582 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,434 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料の定義について」 (令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。) 及びその材料価格 001～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用、<u>冷凍アブレーション用又はパルスフィールドアブレーション用</u>のカテーテルであること。 ③ (略) (2) 機能区分の考え方 構造により、熱アブレーション用 (6 区分) 、<u>冷凍アブレーション用 (2 区分)</u> <u>及びパルスフィールドアブレーション用</u>の合計 <u>9 区分</u>に区分する。 (3) 機能区分の定義 ①～⑧ (略) ⑨ <u>パルスフィールドアブレーション用</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u>	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。) 及びその材料価格 001～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用<u>又は</u>冷凍アブレーション用のカテーテルであること。 ③ (略) (2) 機能区分の考え方 構造により、熱アブレーション用 (6 区分) <u>及び</u>冷凍アブレーション用 (2 区分) の合計 <u>8 区分</u>に区分する。 (3) 機能区分の定義 ①～⑧ (略) (新設)

<u>ア 薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。</u> <u>イ 高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。</u> <u>ウ ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を行う機能を有すること。</u>	
124～188 (略)	124～188 (略)
189 <u>削除</u>	189 <u>ヒト骨格筋由来細胞シート</u> (1) <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> ① <u>薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品（２）ヒト体性幹細胞加工製品」であって、一般的名称が「ヒト（自己）骨格筋由来細胞シート」であること。</u> ② <u>採取した患者の骨格筋から得られる筋芽細胞を培養し、シート状に調製するために用いられる材料であること。</u> (2) <u>機能区分の考え方</u> <u>用いられる工程に応じて、採取・継代培養キット及び回収・調製キットの合計２区分に区分する。</u> (3) <u>機能区分の定義</u> ① <u>採取・継代培養キット</u> <u>患者より骨格筋を採取した後、筋芽細胞の継代培養が終了するまでに使用される材料から構成されるキットであること。</u> ② <u>回収・調製キット</u> <u>筋芽細胞の継代培養が終了した後、シート状に調製し終えるまでに使用される材料から構成されるキットであること。</u>
190～227 (略)	190～227 (略)
228 <u>培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット</u> <u>次のいずれにも該当すること</u>	(新設)

② ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。

(新設)

① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であ
って、一般の名称が「人工心膜用補綴材」であること。

②大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖することを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。

III~IX (略)

(別添4 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第8号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 熱アブレーション用の「体外式ペースティング機能付き」又は「体外式ペースティング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 (2) <u>パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカー用カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。</u> 125～188 (略) 189 <u>削除</u>	I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル 熱アブレーション用の「体外式ペースティング機能付き」又は「体外式ペースティング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 (新設) 125～188 (略) 189 <u>ヒト骨格筋由来細胞シート</u> (1) <u>ヒト骨格筋由来細胞シートは、虚血性心疾患による重症心不全患者で、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分として関連学会の定める「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シートの使用要件等の基準について」に従い、ハートチームによる適応判定が行われ、かつ、根治療法として心臓移植以外に治療手段がないと考えられる症例に対して、同基準に従って使用された場合に限</u>

190～227 (略) 228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット (1) <u>水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が0.7未満であること及び不可逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、1回の手術において片眼につき1回に限り算定できる。</u> (2) <u>培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u> (3) <u>培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> 229 弁周囲欠損孔閉鎖セット (1) <u>弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。</u> (2) <u>弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u> (3) <u>弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「K 5 5 5」弁置換術が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> 4～6 (略) II～IV (略)	<u>り算定できる。</u> (2) <u>ヒト骨格筋由来細胞シートは、1人につき1回まで算定できることとし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。</u> 190～227 (略) (新設) (新設) 4～6 (略) II～IV (略)
---	--

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等 (令和 6 年 9 月 1 日適用)

1. アブレーション向け循環器用カテーテル

【販売名】VARIPULSEパルスフィールドアブレーションカテーテル

〔決定区分〕

区分 C1 (新機能)

〔保険償還価格〕

681,000 円

〔主な使用目的〕

本品は、薬剤不応性症候性の発作性心房細動の治療のために、パルスフィールドアブレーション及び心臓電気生理学的検査を実施することを目的とする多電極カテーテルである。

<関連する告示・通知の改正>

- (1) 「特定保険医療材料の定義について」(令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 12 号) の一部改正
(令和 6 年 08 月 30 日 保医発 0830 第 1 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次を加える。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用、冷凍アブレーション用 <u>又はパルスフィールドアブレーション用</u> のカテーテルであること。 ③ (略) (2) 機能区分の考え方 構造により、熱アブレーション用 (6 区分)、冷凍アブレーション用 (2 区分) <u>及びパルスフィールドアブレーション用</u> の合計 <u>9</u> 区分に区分する。 (3) 機能区分の定義 ①～⑧ (略) <u>⑨ パルスフィールドアブレーション用次のいずれにも該当すること。</u> <u>ア 薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。</u> <u>イ 高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。</u> <u>ウ ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエンタランスブロック確認を行う機能を有すること。</u>	123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用 <u>又は</u> 冷凍アブレーション用のカテーテルであること。 ③ (略) (2) 機能区分の考え方 構造により、熱アブレーション用 (6 区分) <u>及び</u> 冷凍アブレーション用 (2 区分) の合計 <u>8</u> 区分に区分する。 (3) 機能区分の定義 ①～⑧ (略) (新設)

- (2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号) の一部改正 (令和 6 年 8 月 30 日 保医発 0830 第 1 号)

「I 診療報酬の算定方法 (平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) (以下「算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項」を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前

001～122 （略） 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル （１）熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 <u>（２）パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカー用カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。</u> 125～188 （略）	001～122 （略） 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル 熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K 5 9 5」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 （新設）
--	---

2. アブレーション向け循環器用カテーテル

【販売名】PulseSelect PFA Loop カテーテル

〔決定区分〕

区分 C1（新機能）

〔保険償還価格〕

681,000 円

〔主な使用目的〕

本品は心臓の電気生理学的検査、薬剤抵抗性の再発性症候性発作性心房細動の治療、及び薬剤抵抗性の症候性持続性心房細動の治療に用いるカテーテルである。

<関連する告示・通知の改正>

- （１）「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 12 号）の一部改正
（令和 6 年 08 月 30 日 保医発 0830 第 1 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次を加える。	
(改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル （１）定義 次のいずれにも該当すること。 ① （略） ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用、冷凍アブレーション用 <u>又はパルスフィールドアブレーション用</u> のカテーテルであること。 ③ （略） （２）機能区分の考え方 構造により、熱アブレーション用（６区分）、冷凍アブレーション用（２区分） <u>及びパルスフィールドアブレーション用</u> の合計 <u>9</u> 区分に区分する。 （３）機能区分の定義 ①～⑧ （略） <u>⑨ パルスフィールドアブレーション用次のいずれにも該当すること。</u> <u>ア 薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用</u>	123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル （１）定義 次のいずれにも該当すること。 ① （略） ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用 <u>又は</u> 冷凍アブレーション用のカテーテルであること。 ③ （略） （２）機能区分の考え方 構造により、熱アブレーション用（６区分） <u>及び</u> 冷凍アブレーション用（２区分）の合計 <u>8</u> 区分に区分する。 （３）機能区分の定義 ①～⑧ （略） （新設）

<u>ション用のカテーテルであること。</u> <u>イ 高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。</u> <u>ウ ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエン</u> <u>トランスブロック確認を行う機能を有すること。</u>	
--	--

- (2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第8号)の一部改正(令和6年8月30日 保医発0830第1号)

「I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項」を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
001～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル (1) 熱アブレーション用の「体外式ペースティング機能付き」又は「体外式ペースティング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 <u>(2) パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエン</u> <u>トランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカー用カテー</u> <u>テル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠</u> <u>状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。</u> 125～188 (略)	001～122 (略) 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル 熱アブレーション用の「体外式ペースティング機能付き」又は「体外式ペースティング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 (新設)

3. ヒト細胞加工製品 【販売名】ビズノバ

〔決定区分〕

区分C2 (新機能・新技術)

〔保険償還価格〕

9,464,500 円

〔主な使用目的〕

(効能、効果又は性能)

水疱性角膜症

(原理・メカニズム)

成熟分化型培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に移植することで、障害を受けた単層角膜内皮組織を再建する。

<関連する告示・通知の改正>

- (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)の一部改正(令和6年8月30日 保医発0830第1号)

別添1「医科診療報酬点数表に関する事項 第10部 手術」を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前

第1節 手術料 第1款～第3款 (略) 第4款 眼 K 2 0 0－2～K 2 2 8 (略) K 2 5 9 角膜移植術 (1)～(4) (略) <u>(5) 培養ヒト角膜内皮細胞移植術は、水疱性角膜症の患者に対して、培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に注入して角膜内皮細胞移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。</u>	第1節 手術料 第1款～第3款 (略) 第4款 眼 K 1 9 9～K 2 5 8 (略) K 2 5 9 角膜移植術 (1)～(4) (略) (新設)
---	--

- (2) 「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第12号)の一部改正
(令和6年08月30日 保医発 0830 第1号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次を加える。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
228 <u>培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット次のいずれにも該当すること</u> <u>① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品(1) ヒト体細胞加工製品」であって、一般的名称「ネルテペンドセル」であること。</u> <u>② ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。</u>	(新設)

- (3) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第8号)の一部改正(令和6年8月30日 保医発 0830 第1号)

「I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項」を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～227 (略) <u>228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット</u> <u>(1) 水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が0.7未満であること及び不可逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、1回の手術において片眼につき1回に限り算定できる。</u> <u>(2) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u> <u>(3) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～227 (略) (新設)

4. 人工心膜用補綴材

【販売名】弁周囲逆流閉鎖セット

区分 C2 (新機能・新技術)

675,400 円

本品は、大動脈弁位または僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全もしくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高く、本品による治療が当該患者にとって最善であると判断された患者を対象に、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的とする。ただし、経カテーテル心臓弁に発生した人工弁周囲逆流の治療を除く。

(1)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)の一部改正(令和6年8月30日 保医発0830第1号)

(2)「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日付け保医発0305第12号)の一部改正
(令和6年08月30日 保医発0830第1号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次を加える。

<u>229 弁周囲欠損孔閉鎖セット次のいずれにも該当すること</u> <u>① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工心膜用補綴材」であること。</u> <u>② 大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖することを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット（デリバリーシステムを含む。）であること。</u>	(新設)
--	------

(3)「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第8号)の一部改正(令和6年8月30日 保医発0830第1号)

「Ⅰ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項」を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改正後	改正前
1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～228 (略) <u>229 弁周囲欠損孔閉鎖セット</u> <u>(1) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。</u> <u>(2) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u> <u>(3) 弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「K555」弁置換術が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～228 (略) (新設)

(日本医師会医療保険課)